

議会運営委員会 行政視察調査報告書

1 視 察 日 2024年8月8日（木）～9日（金）

2 視 察 先 ○滋賀県彦根市
調査事項 • 議会改革の取り組みについて
○京都府舞鶴市
• 議会改革の取り組みについて

3 視 察 者

委 員 長	福 田 翔 久
副 委 員 長	木 谷 敏 勝
委 員 員	芦 田 竹 彦
委 員 員	太 岡 智 博
委 員 員	岡 本 治
委 員 員	清 水 寛
委 員 員	芹 村 志
委 員 員	村 浅 岡 男
議 長	竹 中 徹
副 議 長	山 口 理
議会事務局	口 繁 樹



彦根市議会で説明を聴く委員



彦根市議会 議場にて



舞鶴市議会で説明を聴く委員



舞鶴市議会 議場にて

日 時	2024年8月8日（木） 午後2時～午後4時
視 察 先	滋賀県彦根市
調査項目	議会改革の取り組みについて
調査内容	<p>(1) 広報、広聴機能の充実</p> <p>(2) 滋賀大学経済学部との協定</p> <p>(3) タブレット端末の利活用</p> <p>(4) 議会における災害発生時対応</p>
所 感	<p>(1) 広報、広聴機能の充実</p> <p>市民に開かれた、分かりやすい議会の実現に向け、市民に議場を身近なものと感じていただくための取り組みとして、小学生議会の開催を14回継続されている。また、議場コンサートについても、三味線、ピアノ、ギター、大正琴の演奏など、年2回の開催を続けられている。加えて中学生、高校生、大学生の議会傍聴にも取り組んでおられる。</p> <p>(2) 滋賀大学経済学部との協定</p> <p>地方自治および地域社会の活性化と地域における人材育成に寄与することを目的として協定を締結されている。</p> <p>事務局職員や議員が大学生に講義を行うなどの活動、議員と大学生とのグループワークの実施など、先進的な活動を実施されている。</p> <p>大学が実施する講義「哲学対話」と連携した新しい形での議会報告会を令和5年から3回開催。「自分が“選ぶ”とはどういうこと?」「みんなの幸せと自分の幸せ」「私たちはどう生きるか」という難解なテーマで議員と大学生の意見交換を実施。今後については、大学が持つスキルや専門性を議会からの政策提言に活かすため連携、協力を進めるという大変興味深いお話を伺った。</p> <p>(3) タブレット端末の利活用</p> <p>議会運営の効率化、迅速化、ペーパーレス化も進んでいる。</p> <p>加えてオンライン会議システムへの活用もなされ、議員研修会、法外委員会や打ち合わせ等に活用されている。</p> <p>広報委員会主催でオンライン議会報告会の開催を決定され、参加者とのリアルタイムでの交流ができるようライブ配信が行われている。</p> <p>効果としては、これまで議会報告会に参加されていない若い世代へもアプローチできた可能性はあるが、課題としては、従来の市民の声を聞く議会報告会と比較してほぼ一方通行とのことであった。</p> <p>議員としては、直接市民と対話しないことによる緊張感の欠落もあると感じた。</p> <p>(4) 議会における災害発生時対応</p> <p>大規模災害時等の対応については、BCPではなく「市議会における災害発生時の対応要領と行動マニュアル」にて規定。参考となるものであった。</p>

日 時	2024年8月9日（金） 午後1時～午後3時
視 察 先	京都府舞鶴市
調査項目	議会改革の取り組みについて
調査内容	(1)近年の議会改革 (2)議会タブレットの活用 (3)災害時における議会・議員の対応指針
所 感	<p>(1) 近年の議会改革</p> <p>平成30年9月定例会において、全会一致で舞鶴市議会基本条例を可決（同年10月5日公布）し、同年12月に第20期舞鶴市議会基本条例実行計画を策定。「市民に開かれた議会」等への取り組みとして、FMまいづるを活用した情報発信、児童生徒の議会学習の機会の提供、動画による活動報告、市民と議会のわがまちトークなどが行われている。これからも状況を見て、取り組みを進めていくとのこと。議会基本条例で議会のあるべき姿を示している上に、さらに重ねて実行計画を作成されていることは、意外であった。</p> <p>(2) 議会タブレットの活用</p> <p>平成30年度予算として、ペーパーレス会議システムと議事堂の無線LAN環境整備に関する経費を要求。却下されたので各議員が私費でタブレットやノートパソコンを用意することを努力義務とし、第20期（平成30年12月）からは義務化することを決定。完全ペーパーレス化に向けては、本来公費で導入されるべきとの観点から、令和4年度予算でタブレットの導入を再要求。要求通り予算化される。デジタル化に係る各議員の受け止め方は様々であった。一気にデジタル化は進んでいないようで、議案や質問も「紙」で対応しているとの現状報告もあった。デジタル化への完全対応は難しい課題であると認識した。</p> <p>(3) 災害時における議会・議員の対応指針</p> <p>指針策定の目的としては、「災害時においても、議会・議員としての役割を果たす」「地域における議員に対する期待にも応える」「執行機関の災害対応を側面から支援する（邪魔をしない）」「災害時における議会・議員の役割や行動を市民の皆様にも理解してもらう」の4点。舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）を設置して対応することのこと。議会が独自に対策本部を設置することに違和感があったが、議会の独自性を目指しているものと感じた。</p> <p>◎議会本部の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会として必要な活動（災害対策）の実施。市災害対策本部との連携による市の災害対策の側面支援。 <p>◎議会本部の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長（議長）…本部事務の総括、本部役員・本部員の指揮監督 ・副本部長（副議長）…本部長補佐、本部長の職務代理 ・本部役員（各会派代表者）…正副本部長の補佐。本部事務（活動）への従事 ・本部員（全議員）…本部事務（活動）への従事 ・事務局（議会事務局職員）…本部庶務への従事